

下水道事業受益者負担金(分担金) (加茂処理区・勝北処理区・久米処理区)

1. 受益者負担金(分担金)を納めていただく方は…

受益者負担金(分担金)の納入義務者を「受益者」といいます。原則として、賦課対象区域内に建築物の敷地である土地及び建築を予定している土地を所有する方が対象となります。土地に何らかの権利(地上権等)が設定されている場合は、両者協議のうえ受益者を決めてください。

負担金(分担金)の賦課決定後に、土地の売買や相続、賃借等により受益者に変更がある場合は、その事実が発生した日から2週間以内に、必ず「受益者変更申請書」を提出してください。土地所有者の登記変更だけでは、受益者を変更できません。

2. ご負担金額は…

負担金(分担金)…1戸あたり 300,000円
(賦課対象土地に存する建築物の数)

3. 納めていただく時期は…

納付方法は、年4回 5年間の20回分割払いです。(一括納付いただく場合は、「前納報奨金」が適用されます。)

納付時期は、下水道が整備された年の翌年度 7月(第1納期)からです。7月中旬頃に受益者の方へ納付書をお送りしますので津山市内の金融機関にて納付してください。

分割納付の場合は、口座振替もご利用いただけます。

4. 前納報奨金とは…

受益者負担金(分担金)を一括で納付されますと、納期よりも前に納められた負担金(分担金)の額に応じて前納報奨金が交付され、その額が負担金(分担金)から減額となります。第1期(7月末日)納期限までに全額を一括納付されますと、負担金(分担金)総額の最大約8パーセントが前納報奨金として、負担金(分担金)から差し引かれます。

5. 負担金(分担金)の徴収猶予と減免とは…

受益者負担金(分担金)は、原則として、賦課対象区域内に建築物の敷地である土地及び建築を予定している土地を所有する方が対象となりますが、土地の用途や状況により徴収猶予や負担金(分担金)額が減免される場合があります。

徴収猶予とは… 負担金(分担金)は賦課されるが、猶予対象に該当する場合は、徴収時期を一定期間延期できます。

(例 震災風水害や火災、盗難等で規定以上のもの。罹災証明を添付。)

減免とは… 負担金(分担金)が、免除または一定割合で減額されます。

(例 自治会が所有する集会所が建っている土地等)

詳しくは下記までお問い合わせください。



津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北 520 番地 Tel:0868-32-2100(直通) Fax:0868-32-2156